

2019
02
February



CLIENT

H30.02.05 No.329



弊法人からのご連絡事項①

- ・院長の確定申告

P1・2

労務トピックス

- ・働き方改革関連法の成立と実務対応のポイント

弊法人からのご連絡事項①

- ・配偶者・両親等の確定申告

P5・6

P3

弊法人からのご連絡事項

- ・総勘定元帳の返却方法
- ・各用紙の仕様変更のご連絡

税務トピックス

- ・消費税率の引き上げと歯科医院の対応(売上)

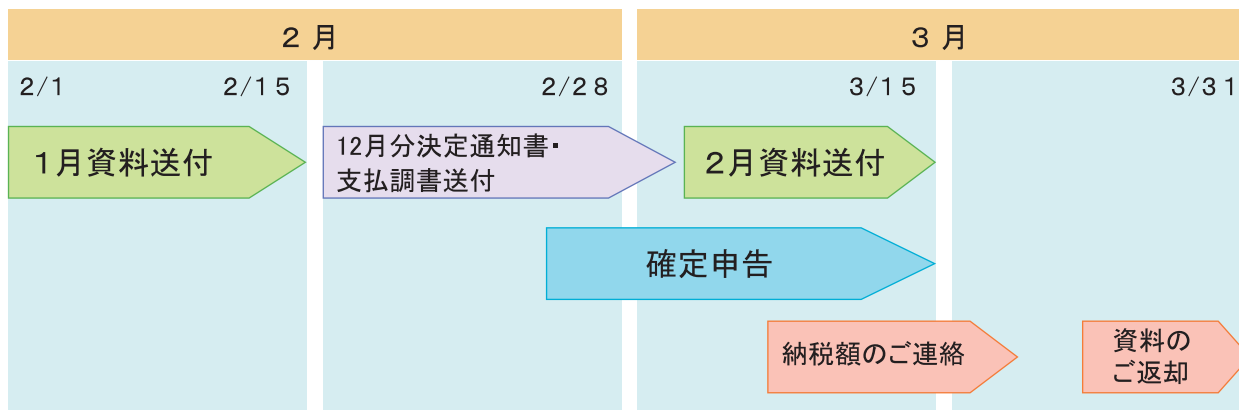
P7

P4



スケジュール

平成30年度の確定申告(平成31年3月15日提出期限)までのスケジュールは下記のようになります。資料等をお送りいただくことが多くなりますが、ご対応くださいますようお願いいたします。



平成30年所得税・消費税

項目	内容	期限等
確定申告	<p>※ 前年電子申告の場合は、用紙は送られてきませんので不要です。</p> <p>譲渡所得等がある方には、1月中旬に税務署より、確定申告の用紙が送られてくる場合があります。</p> <p>確定申告の用紙が入っている封筒ごと、中身の説明書等を捨てないで、そのまま弊法人へお送りください。</p>	2月中旬
確定申告書への署名・押印	<p>確定申告は、原則として電子申告とさせていただきます。</p> <p>署名・押印は、弊法人の税理士電子証明書を使用するため省略となります。</p>	
申告納税額の連絡	<p>納税額の連絡は郵便等でお送りいたします。</p>	3月中旬
所得税の納付	<p>すべて自動振替納税でお願いしています。</p> <p>銀行預金からの自動振替納税日は、4月22日(月)です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新規開業の場合は、別途ご連絡いたします。 ● やむを得ず現金納付を希望される場合には、納付額をご連絡いたします。現金納付の納付期限は、平成31年3月15日(金)です。 ● 消費税の振替納税日は、4月24日(水)です。 ● クレジット納付の場合、利用代金の引き落とし日は、カード会社により異なります。 	

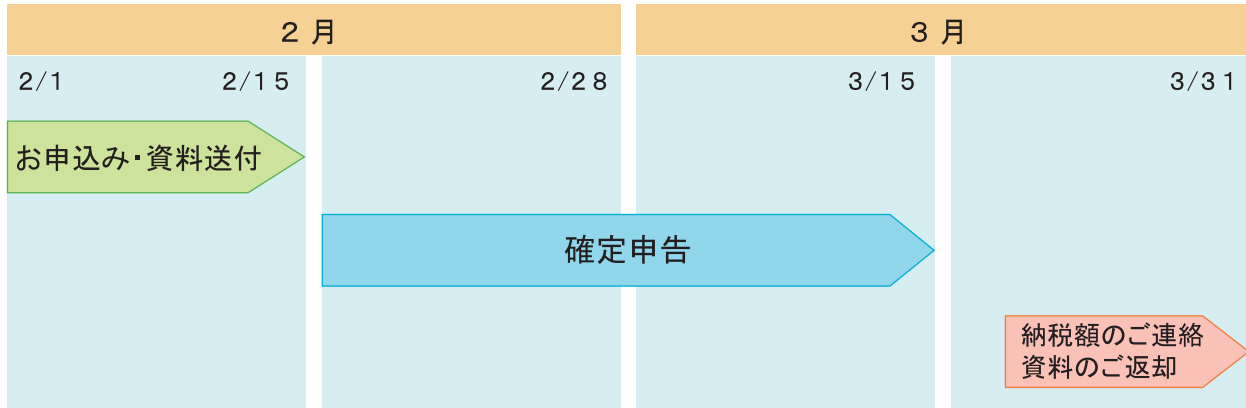
次頁へ

平成30年所得税・消費税

項目	内 容	期 限 等
確定申告書の内容説明	3月22日(金)以前に、確定申告書の内容についてのご説明にお伺いすることはできませんので、ご了承ください。	3月下旬より
確定申告内容の訂正	<p>申告期限(平成30年分は、平成31年3月15日)前であれば、訂正ができますので、お気付きの点は、電話、FAX、Eメール等でお知らせください。</p> <p>①期限後であっても、誤りの訂正はできますので、必ずお知らせください。(期限後の訂正は原則としてペナルティが課されますが、その場合でも必ずご連絡をお願いします。)</p> <p>②申告の訂正には、税金が減額されるものと増額されるものがあります。いずれの場合でも、お気付きの点や疑問点はお知らせください。</p>	<p>随時</p> <p>減額の場合は 期限あり</p>
資料の返却	<p>お預かりした領収書、確定申告書等は、3月25日～3月31日までにダンボール箱でお送りさせていただきます。</p> <p>● 保育園に確定申告書の写しを提出する場合は、弊法人より直送しますので、その旨を担当宛にお知らせください。</p>	3月下旬
確定申告の費用	<p>個人の医院</p> <p>①3月分の月次報酬と同時に、決算・確定申告料の一部12万円(新規開業等一部の方を除く)を三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p> <p>②上記①を控除した決算・確定申告手数料の残額を、4月分の月次報酬と同時に、三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p> <p>配偶者・両親等の申告 → 費用は3ページ</p> <p>実費を負担していただき、三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p> <p>法人の医院</p> <p>理事長等の確定申告書作成料については、法人の4月分の月次報酬と同時に、三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p>	

配偶者・両親等の確定申告に関する費用を一覧にしました。ご不明の点は、担当者宛にお知らせください。

■ 申告までの流れ



■ 配偶者・両親等の確定申告に関する費用一覧

(別途、消費税がかかります。)

	確定申告に関する費用	配偶者・生計を 一にしている親族	生計を一に していない親族
申告基本料		12,000円	12,000円
給与所得のみ ※ 住宅借入金等 特別控除	2カ所まで	5,000円	8,000円
	3カ所以上1カ所増すごとに	1,000円	1,000円
	所得控除		
	寄附金1カ所ごとに	500円	500円
	医療費控除	2,000円	2,000円
	領収書30枚以上は1枚ごと	50円	50円
	扶養・障害者控除	無料	無料
	社会保険料控除	無料	無料
	生命保険料控除	無料	無料
	地震保険料控除	無料	無料
	小規模共済控除	無料	無料
	雑損控除	別途有料	別途お見積り
不動産所得等		別途有料	お見積り
譲渡所得等		別途有料	お見積り

※ 住宅借入金等特別控除

初年度 7,000円
2年目以降 1,000円

配偶者・生計を 一にしている親族	院長の口座より振替
その他	直接請求によるお振込

院長が損失申告・その他申告状況により、専従者が還付申告をする場合

専従者の給与所得のみの場合 3,000円

ご不明点がございましたら、担当までお問合わせください。
日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3593-3237

政府は、2019年10月1日に消費税率を現行の8%から10%に引き上げる、と表明しています。経済への影響を懸念し、軽減税率の導入やポイント還元等の実施が見込まれていますが、実施については含みを残しています。

歯科医院の売上に関しては、消費税率が10%に引き上げられた場合、保険診療の患者さん窓口負担額については変わりありませんが、自由診療に関しては義歯・補綴、インプラント、矯正の治療内容ごとに次のとおり影響します。

■ 義歯・補綴

歯科医院の売上基準が「印象採得基準」か、「本着基準」かにより取扱いが異なります。

印象採得基準	印象採得時に売上に計上する
本着基準	補綴物をセットしたときに売上に計上する

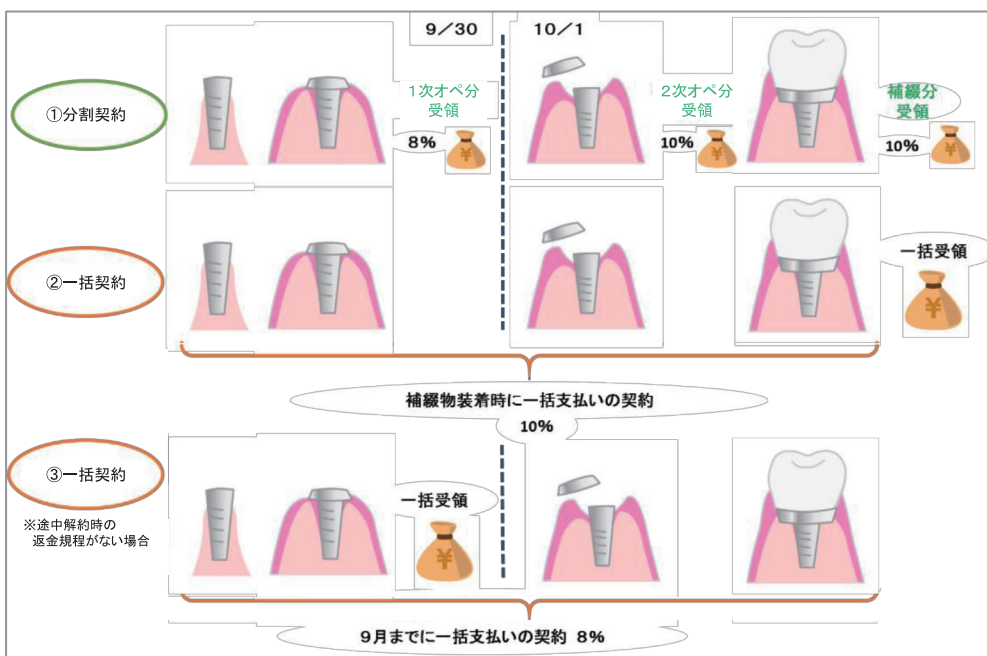
例えば、メタルボンドの印象を9月に取り、10月にセットした場合、印象採得基準を採用していれば、9月に売り上げを計上し、本着基準を採用していれば、10月に売上を計上します。

■ インプラント

歯科医院と患者さんの契約が、分割契約か、一括契約かで取扱いが異なります。また、一括契約の場合、医院が治療費を一括受領する時期に、契約書で途中解約時の返金規程があるのか、ないのかにより取扱いが異なる場合があります。

分割契約	1次オペ、2次オペ、補綴と分けて治療費が設定されている契約
一括契約	1次OPから補綴まで、「1本〇万円」と設定されている契約

※患者さんが窓口で支払う方法のことではありません。窓口で全額を1回で支払うのか、1年間12回払いにしているのか等は関係なく、契約内容のことです。



③について

契約時、または1次オペ時に契約が成立する一括契約の場合で、途中で解約した場合などに返金する規定を設けていない場合は、所得税又は法人税の売上計上基準に合わせて旧税率8%を適用することが可能だと考えられます。

働き方改革関連法の成立と実務対応のポイント

国を挙げての取り組みである「働き方改革」。1947年の労働基準法制定以来、約70年ぶりとなる労働法制の大改正となりました。日本の古き悪しき慣習であった長時間労働を是正するため、事実上、青天井であった残業時間の上限を規制するほか、年休取得の義務化や労働時間の把握義務、勤務間インターバル制度導入促進等、改正点は多岐に渡ります。

さらに、非正規労働者の不合理な待遇格差を禁じるために、「同一労働同一賃金」の実現を柱とした「働き方改革」が2019年4月より順次スタートします。主な改正点と施行時期は下表のとおりです。

施行時期	内容
2019年 4月	①残業時間の上限規制 （大企業） / （中小企業は1年後の2020年4月施行） 特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、 複数月平均80時間（休日労働含む）を限度 ⇒医師等については、医師法第19条第1項にもとづく応召義務等の特殊性を踏まえ、 2024年度から適用されます。 適用される時間外労働の上限時間等は2019年3月を目途に検討中です。
	②年休取得の義務化 年休のうち5日分までの時季指定を企業に義務化
	フレックスタイム制の拡大 フレックスタイム制の清算期間の上限を3ヵ月に延長
	勤務間インターバル制度 終業と始業の間に一定の休息時間を確保（努力義務）
	労働時間の把握義務の明確化 管理監督者も含め客観的な方法による把握
2020年 4月	同一労働同一賃金（大企業） / （中小企業は1年後の2021年4月施行） 正規と非正規の待遇に不合理な差をつけることを禁止

改革に際し、「何から取り組むべきなのか?」「何から始めればよいかわからない」といった声も聞こえてきます。医院が行うべき改革の第一歩は、自身の医院の現状（例えば、スタッフの労働状況や各種休暇取得の実態把握等）を把握すること、そしてその運用が適切になされているか否かを確認することがスタートになります。

恒常的な長時間労働がある医院では、「残業時間の上限規制」の影響を受けるため、まず労働時間の管理体制を見直し、業務の効率化を図る等、残業を削減する施策を今から検討する必要があります。また、雇用形態の違いにより賃金格差が大きい医院では「同一労働同一賃金」の実現にあたり、状況次第では賃金体系の見直しが必要になるかもしれません。



① 残業時間の上限規制

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

医師等については5年間猶予されていますが、将来的には一般適用の方向で検討が進んでいます。

② 年休取得の義務化

労働基準法の改正により年次有給休暇5日の取得が義務化されます。従業員の年次有給休暇の取得状況はいかがでしょうか。

ここ10年ほど年次有給休暇の取得率は、50%を切る水準で低迷しています。政府はワークライフバランスの実現に向け、平成32年までに年次有給休暇の取得率を70%にする目標を掲げるとともに平成27年に一度、年次有給休暇の義務化を発案しましたが、その時は成立には至らず、3年の時を経ていよいよ平成31年4月1日から年次有給休暇5日の取得が義務化されます。

③ 年次有給休暇5日(年間)の取得が義務化されます！

今回予定されている労働基準法改正案では、年に10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対し、1年間で最低「5日間」は年次有給休暇を取得させることを医院側の義務として追加されました。

※ 年に10日以上年次有給休暇を付与される労働者の範囲

労働基準法では、入社日からの勤続期間に応じ、労働日の80%以上出勤している労働者に年次有給休暇が付与されます。下表の網掛け部分に該当する労働者（正社員、パート、アルバイト等の呼称に関わらず）が今回の年次有給休暇取得の義務対象となります。

入社日からの 勤続期間	通常	比例付与	
	週 30 時間以上 又は 週 5 日勤務	週 30 時間未満 かつ 週 4 日勤務	週 30 時間未満 かつ 週 3 日勤務
6 ヶ月	10 日	7 日	5 日
1 年 6 ヶ月	11 日	8 日	6 日
2 年 6 ヶ月	12 日	9 日	6 日
3 年 6 ヶ月	14 日	10 日	8 日
4 年 6 ヶ月	16 日	12 日	9 日
5 年 6 ヶ月	18 日	13 日	10 日
6 年 6 ヶ月以上	20 日	15 日	11 日



④ 「年次有給休暇5日」の時季指定権

改正の趣旨としては、年に5日の年次有給休暇でさえ取得することが難しい従業員に対し、医院はその5日間に対する時季指定権を持つことになり、従業員に対して「X月X日に年次有給休暇を取得してください」と時季を指定できるものです。

(計画的付与や自主的な取得で年に5日以上年次有給休暇を消化している従業員は時季指定を行う必要がありません。)

つまり、年次有給休暇の取得が年間5日に達していない従業員に対し、足りない日数のみ時季指定を行う必要があります。そのため、医院は年次有給休暇の管理簿を作成しなければなりません。

まずは、各従業員の年次有給休暇の取得状況を把握し、現状取得率が少ない従業員に対しては、年次有給休暇を取りやすい環境を整えていくことや計画的付与の導入等を検討してみてもはいかがでしょうか。

お問い合わせはお気軽に

日本クリアス社会保険労務士法人

お問い合わせ先は ☎03-3593-3241 ✉info@ca-sr.com

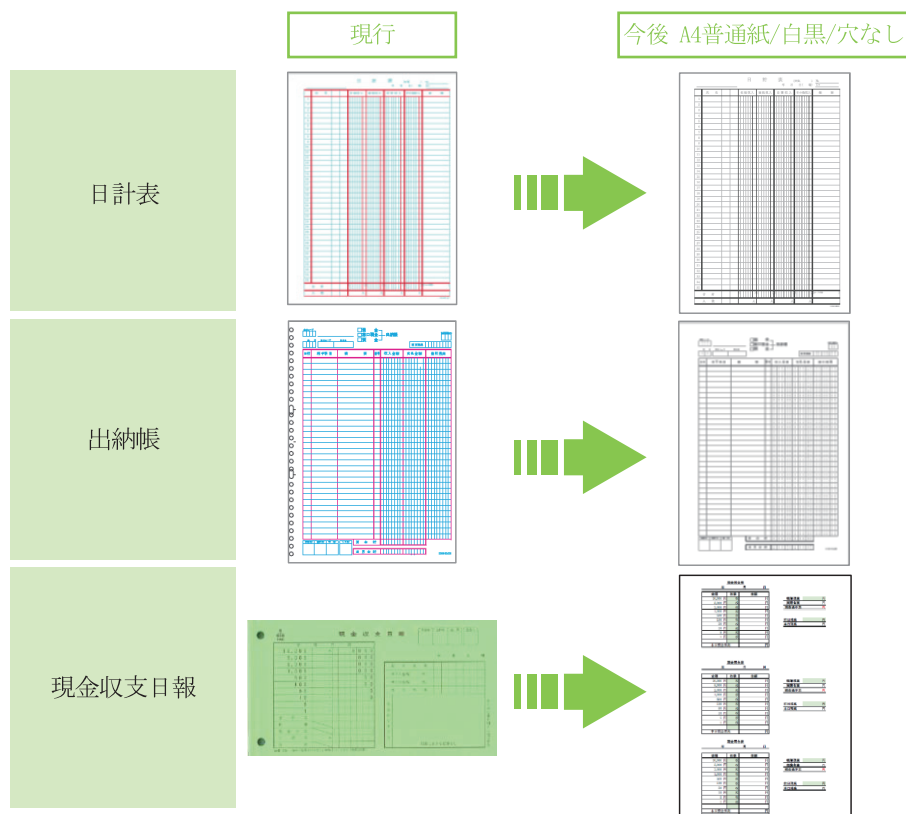
昨年より確定申告後にお送りする総勘定元帳は電子媒体（CD-ROM）で返却しております。今年も同様にCD-ROMでの返却となります。



冊子（紙）での返却をご希望される場合は、平成31年2月28日（木）までに各担当者までご連絡ください。

各用紙の仕様変更のご連絡

弊法人提供の手書きの日計表、出納帳、現金収支日報をご利用の医院へのお知らせです。従来、お送りしておりました用紙が下記のとおり変更となります。紙でご希望の場合は、今まで同様に連絡事項表（青）等で担当までお知らせください。また、医院名を入力した各用紙データをPDFにてお渡することも可能です。ご希望がございましたらメール添付でお送りいたしますので、担当までお申しつけください。



ご不明な点は担当へお問い合わせください
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3593-3237

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 329 号

- 発行日：2019年2月5日
- 発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部
- URL：<https://ca-medical.jp>
- お問い合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245

▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング33階
電話：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

〈国内〉 東京/大阪/千葉
日本クレアス税理士法人
日本クレアス社会保険労務士法人
株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A
株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング